専門部から

11. 医療安全部

常任理事・医療安全部長
山　本　直　也

ご承知のとおり、平成11年1月の横浜市立大学患者取り違え事件を契機に、医療事故関係の報道が顕著になり、患者意識の変化とそれに伴う医事関係訴訟の増加、また医療界においても「安全」に取り組む風土が根付いてきた。

このような風潮もあり、政府は安全で安心できる医療の構築を目指し、平成13年度から11月25日を含む1週間を「医療安全推進週間」と定め、またヒヤリ・ハット事例の収集・分析を開始し、さらに平成15年度から医療に関する患者などからの相談や苦情に迅速に対応するために、「医療安全支援センター」の設置を都道府県や保健所に義務付けられ法制化される流れとなっている。

また、医療安全体制整備は診療報酬算定に係る基本的要件となり、医療安全管理者の専従配置による加算、行政処分を受けた医師等の再教育など、医療安全対策は今後も各種制度改定などの重点事項となることが予想される。

以下、医療安全部の事業を簡単に報告したい。

1. 医療安全対策

⑴　医療安全研修会

国民的テーマとなっている「医療の安全確保」に関し、医療のあらゆる場面においてお役立ていただけるような内容で、道内各地において研修会を開催している。

今年度は全道対象の研修会を札幌で開催し、北海道新聞紙上に記事として掲載されるなど一般道民の参加も募り、医療事故被害者家族であり日本医師会医療事故防止研修会でも講師を務めた、稲垣克巳氏を講師に迎え、ＴＶ会議システムを用い札幌会場の模様を道内8カ所の各会場に中継し開催した。

さらに、地域ごとに医療従事者の実践的な研修の場として、損保ジャパンリスクマネジメントのコンサルタントを講師に迎え、グループ学習によるワークショップ形式を取り入れ、北見、富良野、釧路の計3回開催した。

⑵　医療安全対策委員会

医療のリスクを直視し、医療の安全確

保と質の向上を図ることを目的に、医療安全部のみならず医療保険部、情報広報部、総務部、学術部、健康教育事業部の各部員も参加し、必要に応じて開催している。

⑶　生命と倫理に関する委員会

「医の倫理綱領」に基づき、会員が医師として、医療の公共性を重視し、法規範および法秩序を遵守することにより、社会的責任を果たすことができるよう、関係者の人権に配慮しながら多面的に対応することを目的に、必要に応じて開催している。

⑷　啓発ポスター

医療安全推進週間に合わせ、啓発ポスターをホームページ上で公開している。

⑸　北海道医療安全推進協議会

医療安全支援センターの運営に際し、患者の苦情や相談等に迅速に対応し医療機関への情報提供や指導等を実施する体制の整備により医療の安全と信頼を高めることや、医療機関に患者の苦情等の情報を提供することを通じて医療機関における患者サービスの向上を図ることを目的として、平成15年9月から北海道に設置されている。各医療関係団体より委員が参画しており、当会からは小職が参画している。

また、各医療関係団体の相談窓口担当者からなる実務担当者連絡会議も開催され、当会の相談窓口との連携強化が図られている。

2. 医事紛争処理

⑴　医事紛争処理委員会

日医・道医の医師賠償責任保険に係る医事紛争の発生にあたり、厳正な学問的立場を堅持しつつ対策を講ずることを任務とし、毎月第4水曜日を原則に開催しており、常任委員や各診療科の専門家による特別委員、他には当会顧問弁護士がオブザーバーとして出席している。

⑵　医事紛争処理委員会郡市委員連絡協議会

最近の医事紛争事案の傾向等をもとに今後の紛争処理の参考となるよう情報を提供するとともに、医療安全対策の推進について協議を行うため、各郡市・医育機関医師会からの郡市委員と医事紛争処理委員会のメンバーにより開催している。

3. 個人情報保護法関係

個人情報保護に関する医療機関における対応等につき、必要に応じて連絡協議会の開催や、質問に関する助言を行っている。

4. 診療情報提供関係

診療情報の提供に関する相談窓口を事務所内に設置し、カルテ開示を中心に、セカンドオピニオン、医師や医療従事者の接遇、医療事故関係等、一般道民からの各種相談を受け、医療機関・郡市医師会への連絡および解決依頼、保健所等の医療安全支援センターや他関係団体への紹介および協力依頼を行っている。

さらに困難な事案に関しては、必要に応じて相談事案を解決するため、医療安全部のみならず医療保険部、情報広報部、学術部の各部員に加え、医療受診側や学識経験者を加えた、診療情報提供推進委員会に諮り対応することとしている。